

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和6年2月6日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

1 運転免許取得者等検査の方法の区分

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号に掲げる方法及び同条第2号に掲げる方法

2 認定した年月日

令和6年1月24日

3 認定に係る事項

運転免許取得者等検査を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の名称
名称 株式会社キャリアドライブ 静岡県富士自動車学校 住所 富士市柚木207-1 代表者 田村 嘉規	静岡県富士自動車学校 富士市柚木207-1	認知機能検査 運転技能検査